

◎新潟県告示第545号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年6月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十日町当間塩沢線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市馬場庚173番1から	新	7.4～42.8メートル	503.3メートル
同市伊達字石原田辛29番1まで	旧	7.4～41.8メートル	502.8メートル